

京都大学	博士(文学)	氏名	安 國 良 一
論文題目	日本近世貨幣史の研究		
(論文内容の要旨) 本論文は、日本近世における貨幣制度の成立過程や貨幣の流通構造、貨幣の機能を具体的に明らかにすることによって、当該社会における貨幣の特質を検討した研究である。 序章では、貨幣についての関心の推移と研究史の把握をもとに、本論文の課題と研究視角について述べる。貨幣史研究の底流には、貨幣の役割を流通手段機能を中心に理解する経済史的認識と、貨幣の制定を政治権力固有の権限ととらえる政治史的観点が根強く受け継がれてきた。一九九〇年代以降、出土銭研究の進展とともに戦国期を中心に具体的な流通貨幣の分析が進んだが、貨幣への認識の深まりは乏しい。こうした研究史の流れに対し、本論文では、貨幣の形態や機能は歴史的に変化し、貨幣の流通は政治権力による貨幣の制定だけで完結せず、さまざまな社会的経済的仕組に支えられているという立場をとり、①貨幣の統合と多様性、②貨幣の機能とその歴史性、③貨幣の鑄造と金属材料、という三つの研究視角を立てた。①は、これまでの貨幣統一という認識を超えて、幕府の三貨とその他の多様な貨幣との並立の条件を統合の道筋にさぐり、近世後期における西日本における計数銀貨と銭匁勘定の普及の動きがもう一つの検討テーマとなる。②は、貨幣の用途を儀礼的な使用法にまで広げ、授受における貨幣の政治性や身分制との関連、金銀貨の経済的機能の深化の過程、そして銭の交通上の機能、を問題とする。③では、銭の具体的な鑄造と金属材料に焦点を合わせ、幕府の銭貨政策の評価、鑄造職人の存在形態、原料調達からみた銭座の性格、が検討課題となる。 第一部「貨幣の統合と多様性」では、貨幣統合の近世的な特色と、他方さまざまに出現した多様な貨幣と幕府鑄貨との併存状況の近世的あり方を検討する。 第一章「三貨制度の成立」では、三貨制度と呼ばれてきた近世貨幣制度の特徴を改めて検証し、それが儀礼的な貨幣を不可欠な要素として成立したこと、通貨としての段階的な整備の過程が認められること、幕府の金銀銭貨と領国貨幣との併存が前者の優位のもとに実現したこと、「鎖国」による内外貨幣の区分が明確化されたことを明らかにし、それを近世国家の貨幣体系の成立として位置付けた。 第二章「貨幣の地域性と近世的統合」は、近世初期に地域性をもった諸貨幣が幕府によってどのように統合されたか、その過程と特質について銭貨を中心に検討する。寛永通宝による銭貨統一の前段階として京銭＝鐳銭による銭貨統合を措定し、東南アジアに向けた銭貨輸出とその遮断に貨幣からみた「鎖国」の内実があることを明らか			

にして、近世的統合とは必ずしも単一の貨幣体系によって統一されているわけではなく、幕府の権威・威光のもとに、幕府の貨幣と地域の貨幣あるいは地金が、優位一劣位の関係に押し留められ併存している状況を指すとした。

第三章「近世貨幣史のなかの兵庫」と第四章「伊予から見た近世後期の通貨事情」では、地域の側から実情を探っている。第三章では、現在の兵庫県域の貨幣史上の特色を検討し、産銀地帯但馬を抱えた灰吹銀の一七世紀の流通状況や、諸藩札の混合流通地域であった播磨の実態を概観し、藩札発行を地域社会による流動性確保の要求という点から位置づけた。第四章では、銭貨流通地域であった伊予において住友が経営した別子銅山を中心に、銭匄勘定と呼ばれる計算貨幣の普及を確認し、藩領域を越えて流通する銭匄札の価値維持を図ろうとする在地の動き、幕末開国後の金高＝銀安の相場変動に対して、藩当局や別子銅山の経営者によって独自の通貨圏の構築や為替管理が行われたことを明らかにした。

第二部「貨幣の機能」では、近世において貨幣の独自の機能とは何かという視点や、あるいは機能は変化するといった歴史過程を重視する見方から分析を進める。

第五章「金銀貨の機能とその展開」では、金銀貨の質の問題を焦点に、経済的機能の深化の過程と、外交・貿易上に果たした貨幣の質の意味合いについて検討する。貨幣改鑄の進行とともに、貨幣価値の維持や流通の円滑化を図る経済的仕組みが背後で構築されようとしており、いっぽうで質を落とした貨幣の国内流通は、外交や貿易で授受される貨幣にも影響を与え、外国との比較で通貨の質が政治の安定の目安とされるような自意識を為政者のなかに生み出していたことを明らかにした。一見、非合理的ともみえる良貨への回帰（正徳改鑄）や幕末通商条約の貨幣条項の締結も、こうした貨幣観から理解できるとした。

第六章「貨幣改鑄と新旧貨引替機構」は、直接には文政改鑄時の引替組織十五軒組合の成立事情を明らかにしたものであり、幕府は西国大藩に流通した旧貨の回収と新貨の拡散をめざし、諸藩出入りの大坂商人たちを組織した。事態を客観的に見れば、貨幣流通が深く広く拡大していたことを示し、大手両替商を中心に大坂の金融機関が引替業務を軸に公的性格を持ち始め、十五軒組合など引替所の常設化が貨幣の経済的機能を支える役割を果たしたとする。

第七章「近世初期の撰銭令と銭貨の機能」は、近世初頭に頻発された撰銭令の検討から、それが江戸一上方間の街道筋における交換・支払手段としての銭の機能を維持するためであったこと、全国政権となった幕府はこうした用途の標準銭として京銭＝鐳銭を定め、それを寛永通宝による銭貨統一の前段階をとって措定すべきことを示した。当該期は国内に領主間矛盾を抱えており、政権の軍事的性格が近世における銭の機能を規定し、銭貨政策を方向付けたと結論づける。

補論「貨幣の社会的・文化的効用」では、第一章で見た儀礼的用途のその後の展開をたどるとともに、貨幣経済の進展が人とモノとの関係も変化させると説く。貨幣経

済が身分制社会の弛緩をもたらすという従来の考えにとどまらず、身分的な性格を持つ財と人との関係に貨幣が入り込むことによって財自体の存在形態も変えていくとする。

第三部「寛永通宝の鑄造と流通」では、錢貨の統一といった巨視的な位置づけを離れ、錢の鑄造と流通に関する個別の問題について検討している。

第八章「寛永通宝の第一次鑄造について」では、寛永期の鑄造について、その計画段階から実施過程さらには鑄造停止にいたる分析を通じて、経済政策としての歴史的意義を問う。過剰な鑄造によって錢相場が下落し、寛永飢饉の到来によって賃錢を稼ぐ階層に多大の影響を与え、とりわけ宿駅人馬を疲弊させた点からみて失敗策と結論付ける。ようやく錢貨の質の安定化を実現した幕府が、次いで飢饉対策の宿駅助成を通じて通貨量の管理に踏み出していく段階である。

第九章「寛永期の大坂錢座」は、第一次鑄造期の大坂錢座について、オランダ商館による錫輸入の史料から実態に迫ったもので、堺の糸割符商人を主体とした座人たちは、鑄錢用の錫の輸入をオランダ商館長に求めるいっぽう、オランダの要求する銅輸出の解禁を幕府の一部に働きかけていたこと、過剰生産して残った錢を輸出しようと画策しながら挫折したことを明らかにする。

第十章「享保期、大坂難波錢座の鑄錢」では、享保12年（1727）に設置された難波錢座の実態を検討し、難波村での開設場所や、錢質が悪く一年足らずで閉鎖されたこと、翌年実施予定の將軍吉宗の日光社参のために許可されたことを明らかにする。

第十一章「真鍮四文錢の鑄造と流通」は、明和～天明期、文政期、安政期の三次にわたって鑄造された真鍮四文錢の鑄造量や目的、流通範囲を検討する。第一次鑄造については五五〇万貫文以上という莫大な鑄造量が疑問視されてきたが、これを史料の誤記と確定し、鑄造高を五三万貫文余と修正する。第二次は東海道筋の河川普請のため八万貫文弱が鑄造されたにすぎず、第三次も四文錢不足への対策として臨時に一、二万貫文鑄造されたと推定する。流通範囲はいずれも東日本であり、第一次・第二次については將軍の日光社参との関係が推測されるとする。

終章では、以上を総括して近世貨幣（制度）の特質をまとめるとともに、その終焉について見通しを述べる。儀礼的な用途は近世が身分制社会ゆえに不可欠な要素であったこと、貨幣鑄造機関は独立自営の特権的職人集団を組み込むかたちで編成されたこと、幕府制定貨幣の専一的流通は実現しなかったが、その優越的流通が幕藩間の政治的関係のもとで保障されていたことを特徴として挙げた。機能面では、真贋判定・計量・包封・相場建てなどの行為によって鑄貨の流通は両替商の介在によって支えられていたこと、貨幣の品位の低下にともなって地金の価値を代替する措置たとえば不良貨幣の取扱などが法規として整備されたこと、計数銀貨の登場が流通コストの低減をもたらした、儀礼や蓄蔵用の高品位の金銀貨と一般に流通する劣位の計数金銀貨との間

で機能分化が起こったこと、いっぽうで貨幣の質が国富や統治の良否の反映であるという意識が根付いていったこと、錢貨は主に交通路における支払手段として機能したこと、新錢鑄造には將軍の上洛や日光社参時に門出を寿ぐような文化的政治的意味合いが指摘できることを述べた。全体として、三貨制度とは価値基準が複数あることを意味し、飢饉時など貨幣間の相場変動をともなうと多大の影響を与えるところに近世の貨幣流通の特質が表れているとした。維新期の貨幣事情についても、近代幣制に至る一局面としてではなく、如上の統合のあり方の段階差や貨幣機能の変化といった視角から分析が必要なことを課題として提示した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本近世における貨幣制度の成立過程、貨幣の流通のありよう、貨幣の機能を分析し、当該社会における貨幣の特質を究明しようとしたものである。全体は3部11章の本論と1つの補論からなり、前後に序章と終章が配されている。

日本近世貨幣史の研究は、戦前以来多くの研究蓄積があるが、そこでは貨幣の持つ流通手段に注目する経済史的な分析と貨幣鑄造権の政治権力による掌握に注目する政治的分析とが主要なものであるが、貨幣の持つ社会的・文化的意味合いを問う研究はほとんどみられない。また近年、出土銭をめぐる研究が進展し、それと関連して中世末の東アジアにおける銭貨流通の変容とそれが日本へも大きな影響を与えたことが明らかにされ、この期の流通貨幣の研究にはアジア的視点を無視しえなくなっている。

こうした動向に対し、論者は、近世三貨制成立にいたるまでの過程と近世後期の西日本での銭匁制を検討し、経済的用途だけでなく儀礼的用途をも含めることで貨幣の多様性、機能、歴史性を明らかにし、さらに貨幣鑄造の金属材料に注目することで幕府銭貨政策を検討する。以下、本論文が明らかにした成果のうちその主要なものを取り上げることにする。

第一は、近世の三貨制は、身分的特質を持った儀礼的な貨幣使用を不可欠な要素とし、かつその制度が一気に成立するのではなく段階的に整備され、最終的に幕府の金銀銭貨と領国貨幣との併存が前者優位のもと作り上げられたこと、「鎖国」によって内外貨幣の区分が明確にされたことを明らかにした点である。近世三貨制成立の具体的な様相を多様な観点から明らかにしたものとして評価できよう。

第二は、寛永通宝による銭貨統一の前段階として京銭＝鐳銭による銭貨統合のあった事実を明らかにした点である。これまで曖昧なままにされてきたこの時期の銭貨政策の具体像を示した点は大きな成果といえよう。

第三は、兵庫、伊予地域の通貨事情を分析し、灰吹銀流通地域であった兵庫地域における藩札発行は地域社会における流動性確保の要求に応えるものとしての側面を持っていたこと、また銭貨流通地域であった伊予では銭匁勘定と呼ばれる計算貨幣の普及と藩領域を越えた銭匁札の流通があり、さらにその価値維持を図ろうとする在地の動きのあったことを明らかにする。藩札発行とその流通を考えるうえでの新たな分析視角を示したものといえよう。

第四は、金銀貨の質の問題に注目し、その経済的機能、外交・貿易上の貨幣の質、それとの関連で貨幣改鑄を取り上げ、外国との比較で通貨の質が政治の安定の目安とされるような自意識を為政者のなかに生み出したことを明らかにした。そして非合理的ともみえる良貨への回帰といわれる正徳改鑄や幕末通商条約での貨幣条項の締結についても、こうした観点から理解すべきと論じる。これまでほとんど論じられてこなかった貨幣観を問題とした論証として注目に値しよう。

第五は、貨幣改鑄による新旧貨引替機構のうち文政改鑄時の大坂の引替組織十五軒

組合は、幕府が旧貨の回収と新貨の拡散をめざし諸藩出入りの大坂の大手両替商を組織したもので、大手両替商が引替業務を軸に公的性格を持ち始めたことを論証した点である。これまでの貨幣史研究が明らかにしてきた内容を深めるものである。

第六は、近世初期に頻発された撰銭令は江戸―上方間の街道筋における交換・支払手段としての銭の機能を維持するためであり、その背景には政権の軍事的性格のあったことを明らかにした点である。撰銭令が頻発されたことは以前から知られてきた事実であるが、その性格が明確にされたのは研究史上初めてのことである。

第七は、寛永13年（1636）に始まる寛永通宝の第一次鑄造におけるその計画段階・実施過程・鑄造停止について分析し、過剰な銭貨鑄造によって銭相場が下落し、寛永飢饉時には賃銭を稼ぐ階層に多大の影響を与え、とりわけ宿駅人馬を疲弊させた点を指摘し、この鑄造策が失敗であったとした点である。従来、鑄造量が十分でなかったとされてきただけの理解を大きく変えるものである。

第七は、寛永期に大坂に設けられた銭座をオランダ商館による錫輸入の史料から、堺の糸割符商人を主体とした座人たちが鑄銭用の錫の輸入をオランダ商館長に求めるいっぽう、オランダの要求する銅輸出の解禁を幕府の一部に働きかけ、さらに過剰生産の銭を輸出しようと画策しながら挫折したことを明らかにしている。この時期の銭をめぐる多様な動きの一側面を明らかにした貴重な分析である。この他、享保12年（1727）に設置された難波銭座の開設・閉鎖、明和～天明期、文政期、安政期の三次にわたって鑄造された真鍮四文銭など幕府の銭政策についての堅実な論証がなされている。

以上述べてきたように、本論文は、多くの具体的事実を確定し、また従来の通説的見解に対して新知見を示すなど多くの成果をあげている。しかし、望むべき点がないではない。撰銭令や寛永通宝の発行が、幕府の交通政策と深く関連していたことが明らかにされた点は新たな成果といえるが、その背景にある全国的な銭流通の実態についてはなお明らかにされていない。また、近年、中世後期から近世初頭にかけての銭流通をめぐる学界での議論を十分には位置づけきれていない。だが、こうした点は、本論文の価値を著しく損なうものではなく、むしろ論者の今後の研究に期待すべきところである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2011年12月19日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。